

業務規程，受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置
に関する規則

(目的)

第1条 この規則は，定款第7条の規定に基づき，取引所金融商品市場であるJASDAQ（JASDAQにおける有価証券上場規程（以下「新JQ有価証券上場規程」という。）第2条に規定するJASDAQをいう。以下「新JASDAQ」という。）を開設することに伴い，業務規程，受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置について，必要な事項を定める。

2 この規則に定めのないものについては，業務規程，受託契約準則その他本所の規則の定めるところによる。

(業務規程等に係る行為の承継等)

第2条 この規則施行の日（以下「施行日」という。）前において，廃止前のJASDAQ及びNEO並びに立会外取引市場に関する規則の適用に関する規則第2条第1項に規定するJASDAQ（以下「旧JASDAQ」という。），同条第2項に規定するNEO，又は改正前の有価証券上場規程第1条の2に規定するニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」（以下「ヘラクレス」という。），J-NET市場（ヘラクレスにも上場する有価証券に限る。）及び立会外取引市場において，業務規程その他本所の規則によって本所が行った行為及び本所に対して行われた行為は，施行日における規則の規定中の相当する規定によって本所が行ったもの及び本所に対して行われたものとみなす。

2 施行日前において，取引参加者と顧客の間で，廃止前のJASDAQ等における受託契約準則の特例によって行われた行為は，施行日における受託契約準則の規定中の相当する規定によって行われたものと

みなす。

(取引参加者に係る行為の承継)

第3条 本所は、本所の目的及び市場の運営にかんがみて必要があると認めるときは、取引参加者規程第17条の規定にかかわらず、取引参加者に対し、旧株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック」という。）における取引資格を取得した時から平成22年3月31日までの間の当該取引参加者の営業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は本所の職員をして当該取引参加者の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定のほか、平成22年4月1日前に、ジャスダックの定める取引参加者規程及び同規程に基づく諸規則によってジャスダックが行った行為及びジャスダックに対して行われた行為は、本所の規則の規定中の相当する規定によって本所が行ったもの及び本所に対して行われたものとみなす。

(有価証券上場規程関係に係る行為の承継等)

第4条 施行日の前日において、旧JASDAQ、NEO又はヘラクレスに上場する有価証券（施行日に上場廃止となる有価証券を除く。）については、施行日に新JASDAQに上場しているものとみなす。また、施行日の前日までに旧JASDAQ、NEO又はヘラクレスにおいて本所が上場を承認した有価証券（上場日が施行日後であるものに限る。）については、施行日に新JASDAQにおいて上場を承認しているものとみなす。

2 前項に規定する有価証券のうち、旧JASDAQ又はヘラクレスのスタンダードに上場する有価証券は、施行日において新JASDAQのスタンダードに上場しているものとみなす。また、施行日の前日ま

でに旧ＪＡＳＤＡＱ又はヘラクレスのスタンダードを市場区分として本所が上場を承認した有価証券（上場日が施行日後であるものに限る。）については、施行日に新ＪＡＳＤＡＱのスタンダードにおいて上場を承認しているものとみなす。

- 3 第1項に規定する有価証券のうち、ＮＥＯ又はヘラクレスのグロースに上場する有価証券は、施行日において新ＪＡＳＤＡＱのグロースに上場しているものとみなす。また、施行日の前日までにＮＥＯ又はヘラクレスのグロースを市場区分として本所が上場を承認した有価証券（上場日が施行日後であるものに限る。）については、施行日に新ＪＡＳＤＡＱのグロースにおいて上場を承認しているものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、本所が定める日までに、旧ＪＡＳＤＡＱ、ＮＥＯ又はヘラクレスの上場会社が施行日における上場市場区分に係る申請（新ＪＱ有価証券上場規程第29条第3項の申請書に準ずる本所所定の書類を本所に提出することによるものとする。）を行った場合には、本所は審査を行い、施行日における上場市場区分を決定するものとする。
- 5 前項に規定する審査は、ＮＥＯ又はヘラクレスのグロースの上場会社が、新ＪＡＳＤＡＱのスタンダードへの上場を申請した場合には、新ＪＱ有価証券上場規程第8条の規定に準じた事項への適合の確認を行うものとし、旧ＪＡＳＤＡＱ又はヘラクレスのスタンダードの上場会社が、新ＪＡＳＤＡＱのグロースへの上場を申請した場合には、新ＪＱ有価証券上場規程第9条の規定に準じた事項及び同規程第10条第2項第1号の規定に準じた事項への適合の確認を行うものとする。
- 6 施行日後、新ＪＡＳＤＡＱのグロースの上場会社であって、施行日の前日において、ヘラクレスのグロースに上場している会社が、施行日から1年を経過する日までに、新ＪＱ有価証券上場規程第29条の規定により新ＪＡＳＤＡＱのスタンダードへの上場市場区分の変更を申請した場合には、同規程第31条第1項中「第8条から第10条までの規

定（第8条第1項第6号から第9号まで，第2項第5号及び第6号，第10条第1項第3号から第5号まで並びに第2項第3号から第5号までを除く。）とあるのは，「第8条の規定（第8条第1項第6号から第9号まで，第2項第5号及び第6号を除く。）と読み替え，適用するものとする。この場合において，新JQ有価証券上場規程第30条の規定は適用しない。

7 施行日の前日において，本所が，廃止前のニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例（以下「ヘラクレス特例」という。）又は廃止前のJASDAQ等における有価証券上場規程の特例（以下「旧JQ上場特例」という。）の規定（その関連諸規則を含む。）に基づき上場申請に係る審査（廃止前のJASDAQ等における株券上場廃止基準の特例（以下「旧JQ上場廃止基準」という。）第5条に係る審査及びヘラクレス特例第19条に係る審査並びに旧JQ上場特例第15条の11に規定する特設注意市場銘柄の指定を受けた上場会社の指定解除に係る審査及び改正前の有価証券上場規程第14条の6に規定する特設注意市場銘柄の指定を受けた上場会社（ヘラクレスの上場会社に限る。）の指定解除に係る審査を含む。）を行っている場合は，当該審査の取扱いは，なお従前の例によるものとし，当該新規上場申請者が上場する市場については、上場申請時に申請した市場又は申請した市場区分に応じて第2項及び第3項の規定に準じるものとする。

8 施行日の前日において，NEOに上場する会社は，廃止前のNEOの上場会社によるマイルストーン開示に関する規則に基づき開示した直近のマイルストーン開示に記載された「今後の業績目標」の期間が終了するまでの間，なお従前のとおりマイルストーン開示を行うものとし，新JQ有価証券上場規程第21条及び同規程第22条の規定を適用しない。

9 施行日から1年を経過する日までに上場申請する新規上場申請者

(旧JQ上場廃止基準第5条に係る申請を行った上場会社及びヘラクレス特例第19条に係る申請を行った上場会社を含む。)は、有価証券上場申請書に、新JQ有価証券上場規程第4条第2項第4号に規定する「JASDAQ上場申請レポート」に替えて、旧JQ上場特例第3条第2項第5号に規定する「上場申請のための報告書」又は廃止前のニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例の取扱い2(5)1に規定する書類(これらの書類に準じるものも含む。)及び本所が定める追加資料を添付することができるもとし、JQ有価証券上場規程第40条第2項に規定する内部管理体制確認書の提出についても、同様に取り扱うことができるものとする。

- 10 新JQ有価証券上場規程第21条及び同規程第22条の規定は、施行日の前日においてヘラクレスのグロースに上場する会社であって、施行日後新JASDAQのグロースに上場する会社については、平成23年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用するものとする。
- 11 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第1号a及び第47条第2項第2号aの規定は、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用する。
 - (1) 施行日の前日における旧JASDAQ及びNEOの上場株券(施行日前に旧JASDAQ又はNEOに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含む。)
 - (2) 施行日の前日までに廃止前のJASDAQ等における株券上場審査基準の特例(以下「旧JQ上場審査基準」という。)第3条第5項又は第5条第4項の規定に基づく審査を受けている上場株券
- 12 施行日前日におけるヘラクレスの上場株券が、ヘラクレス特例第17条第1項第1号a、第17条第2項第2号a又は第17条第4項第4号aに規定する猶予期間内にある銘柄であって、当該猶予期間に入った日の前日の浮動株式数が新JQ有価証券上場規程第47条第1項第1号a

の前段又は第47条第2項第2号aの前段（第47条第4項において準用する場合を含む。）に該当する場合には、当該猶予期間に入った日を、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第1号aの後段又は第47条第2項第2号aの後段（第47条第4項において準用する場合を含む。）に規定する猶予期間に入った日とみなし、該当しない場合には、施行日に猶予期間から解除するものとする。

13 施行日の前日におけるヘラクレスの上場株券が、ヘラクレス特例第17条第1項第1号b、第17条第2項第2号b、第17条第4項第4号bに規定する猶予期間内にある銘柄であって、当該猶予期間に入った日の前日の株主数が新JQ有価証券上場規程第47条第1項第1号bの前段又は第47条第2項第2号bの前段に該当する場合には、当該猶予期間に入った日を、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第1号bの後段又は第47条第2項第2号bの後段に規定する猶予期間に入った日とみなし、該当しないときには、施行日に猶予期間から解除するものとする。

14 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用する。

(1) 施行日前日における旧JASDAQ及びNEOの上場株券（施行日前に旧JASDAQ又はNEOに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条に基づき再上場する銘柄を含む。）

(2) 施行日の前日までに旧JQ上場審査基準第3条第5項若しくは第5条第4項の規定に基づく審査を受けている上場株券

15 前項の規定により適用を開始する事業年度の前日までに終了する月においては、前項各号に掲げる銘柄については、次の各号の規定を適用する。

(1) 上場時価総額が5億円に満たない場合において、9か月（事業の

現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に5億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの特例によることが適当でないと認めたときにあっては、本所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上にならないときに上場を廃止する。

(2) 上場会社は、前号前段に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。

16 前項第1号の規定は株券上場廃止基準の取扱い1(4)に準じて取り扱う。

17 第15項第1号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(本所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数の平均をいう。次項において同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

18 第15項第1号に規定する「3か月以内に当該数値以上とならないとき」とは、前項に該当した月の末日の翌日から起算して3か月目の日までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額が当該月の月間平均上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないとき又は毎月の月末上場時価総額が当該月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値以上とならないときをいうものとする。

19 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用する。

(1) 施行日の前日におけるヘラクレスのグロースに所属する上場株券

（施行日前にヘラクレスのグロースに新規上場を申請し，施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含み，第4項の規定により施行日において新JASDAQのスタンダードに所属する上場株券となるもの及び新JQ有価証券上場規程第31条第2項（第6項の規定により，施行日から1年を経過する日までに，新JQ有価証券上場規程第29条の規定により新JASDAQのスタンダードへの上場市場区分の変更を申請した場合を含む。）の規定により施行日以降において新JASDAQのスタンダードに所属する上場株券となるものを除く。）

（2）施行日の前日までにヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場株券

20 前項の規定により適用を開始する事業年度の前日までの間，前項各号に掲げる銘柄については，浮動株時価総額（浮動株式数（役員（役員持株会を含み，取締役，会計参与（会計参与が法人であるときは，その職務を行うべき社員を含む。），監査役，執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。），上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）を除く株主が所有する株式の数をいう。）に日々の最終価格を乗じて得た額をいう。）が30日間（休業日を除外する。以下この項及び次項の日数計算において同じ。）連続して1億円未満である場合において，6か月の間に5日間連続して1億円以上とならないとき（ただし，市況全般が急激に悪化した場合において，本所がこの基準によることが適当でないと認めたときは，本所がその都度定めるところによる。）に上場を廃止する。

21 前項の規定の適用においては，次の各号に掲げるとおりとする。

（1）前項に規定する「最終価格」とは，最終値段（呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は

同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。)をいう。ただし、本所が市場情勢の推移等により最終値段を第2号に規定する「最終価格」とすることが適当でないと認める場合又は約定値段(呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。)がない場合は、本所がその都度定める価格を第2号に規定する「最終価格」とするものとする。

(2) 前項に規定する「6か月の間に5日間連続して1億円以上とならないとき」とは、浮動株時価総額が30日間連続して1億円未満となった日の翌日から起算して6か月目の日までの期間内において5日間連続して1億円以上とならないときをいうものとする。

(3) 上場会社が株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割により増加する浮動株式数を当該株式分割前の浮動株式数に加えて算定するものとする。

(4) 第19項各号に掲げる銘柄の浮動株時価総額が30日間連続して1億円未満となった場合には、監理銘柄(確認中)に指定することができる。ただし、前項ただし書に規定する場合には、本所がその都度定めるところによる。

22 新JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号の規定は、施行日の前日においてヘラクレスのスタンダードに所属する上場株券については、施行日後に終了する事業年度より適用し、新JQ有価証券上場規程第31条第2項(第6項の規定により、施行日から1年を経過する日までに、新JQ有価証券上場規程第29条の規定により新JASDAQのスタンダードへの上場市場区分の変更を申請した場合を含む。)の規定により施行日から平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の前日までに新JASDAQのスタンダードに上場市場区分を変更した上場

株券については、当該市場区分変更日後に終了する事業年度より適用する。

23 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第3号(第47条第3項の規定により適用するものを含む。)の規定は、ヘラクレスへの上場申請日の属する事業年度の初日から起算して3か年以内に到来する連結会計年度の末日においては適用しない。

(1) 施行日の前日におけるヘラクレスのグロースに所属する上場株券(施行日以前にヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含み、第5項の規定により施行日において新JASDAQのスタンダードに所属する上場株券となるものを除く。)

(2) 施行日の前日までにヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場株券(新JASDAQのグロースに上場する銘柄に限る。)

24 次の各号に掲げる銘柄については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第4号(同条第2項から第4項までの規定により適用するものを含む。)の規定は、平成23年4月1日以後の株価に対して適用する。

(1) 施行日の前日における旧JASDAQ、NEO又はヘラクレスの上場株券(施行日以前に旧JASDAQ、NEO又はヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含む。)

(2) 施行日の前日までに旧JQ上場審査基準第3条第5項、第5条第4項又は廃止前のヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場株券

25 次の各号に掲げる上場会社については、新JQ有価証券上場規程第47条第1項第5号(同条第2項から第4項までの規定により適用する

ものを含む。)の規定は、平成23年4月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

- (1) 施行日の前日における旧JASDAQ, NEO又はヘラクレスの上場会社(施行日以前に旧JASDAQ, NEO又はヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含む。)
- (2) 施行日の前日までに旧JQ上場審査基準第3条第5項、第5条第4項又は廃止前のヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場会社

26 新JQ有価証券上場規程第47条第3項の利益計上に係る規定は、施行日の前日にNEO又はヘラクレスのグロースに上場する会社については、上場申請を行った日の属する連結会計年度以降、営業利益の額が正でない連結会計年度が継続している場合に、平成23年4月以後に最初に開始する連結会計年度から適用するものとする。この場合において、新JQ有価証券上場規程第47条第3項中「上場後9連結会計年度」とあるのは、「平成23年4月1日以後に開始する9連結会計年度」と読み替えるものとする。

- (1) 施行日の前日におけるNEO又はヘラクレスの上場会社(施行日前にNEO又はヘラクレスのグロースに新規上場を申請し、施行日後に上場する銘柄及び施行日後に新JQ有価証券上場規程第15条の規定に基づき再上場する場合を含む。)
- (2) 施行日の前日までに旧JQ上場審査基準第5条第4項又はヘラクレス特例第10条の規定に基づく審査を受けている上場会社

27 新JQ有価証券上場規程第55条第2項第1号の規定は、施行日後に監理銘柄(審査中)に指定された銘柄の発行者から適用し、同項第2号の規定は、施行日後に特設注意市場銘柄に指定された銘柄の発行者から適用し、同項第3号の規定は、施行日後に改善報告書の提出を求

められた上場会社から適用する。

28 新ＪＱ有価証券上場規程第43条第1項第2号の規定には、第15項の規定に基づき適用される旧ＪＱ上場廃止基準第2条第1項第3号に規定する猶予期間中の銘柄である場合を含むものとする。

（施行日に指定する証券金融会社）

第5条 業務規程第1条の3第3項に規定する本所が指定する証券金融会社は、改正後の業務規程施行規則第1条の3の規定にかかわらず、施行日においては、大阪証券金融株式会社及び日本証券金融株式会社とする。

2 取引参加者は、前項に規定する日本証券金融株式会社から本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。）での売買のために金銭又は有価証券の新たな貸付けを受けることはできないものとする。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。ただし、第4条第4項及び第5項の規定は、平成22年8月1日に施行する。

（注）第4条第4項の「本所が定める日」は平成22年8月31日とする。

付 則

この規則は、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。